平成２１年（フ）第２３２０６号
東京都板橋区小茂根１丁目３―15―106
破産者　佐藤　記雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３０１号
東京都板橋区大谷口上町28―13
破産者　森本　和幸
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３０２号
東京都板橋区大谷口上町28―13
破産者　森本　直子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２６号
東京都品川区南大井６丁目１―９―402
破産者　永井　久男
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２７号
東京都品川区南大井６丁目１―９―402
破産者　永井美代子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７７号
神奈川県相模原市橋本６丁目13―９―403
破産者　植村　文枝
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８８４５号
大阪府守口市大宮通２丁目18番15号
破産者　野澤　克志
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５８号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番28号、前住所大阪府豊中市南桜塚４丁目10番９号
破産者　石光　　正
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１００号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番28号、前住所大阪府豊中市南桜塚４丁目10番９号
破産者　石光みさ子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４８８号
大阪市淀川区東三国２丁目37番３―918号
破産者　中牟田　修
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７３号
大阪府東大阪市南荘町８番29―616号、前居所大阪府東大阪市荒川１―11―４
破産者　中村芳一こと　金　　芳一
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０２号
大阪府茨木市五十鈴町21番21号
破産者　松﨑かおる
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４８号
大阪府吹田市藤白台１丁目１番６―205号、前住所大阪府箕面市外院３丁目37番20号
破産者　仲摩　清成
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６０号
堺市北区新金岡町３丁２番３―401号、前住所大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―1104号
破産者　上原　修平
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６１号
堺市北区新金岡町３丁２番３―401号、前住所大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―1104号
破産者　上原　好治
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６２号
堺市北区新金岡町３丁２番３―401号、前住所大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―1104号
破産者　上原美江子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９６号
大阪府枚方市枚方上之町11番28―105号、前住所大阪府寝屋川市香里北之町15番16号
破産者　多久島昭生
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０７１号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番１―901号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市古市６丁目13―23　ローザ高屋マンション２階202号
破産者　宮嶋　　正
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８８号
堺市北区金岡町1277番地１　グローリアス金岡Ａ305号
破産者　松島真須美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係